

日薬研発第203号

令和4年1月11日

各都道府県薬剤師研修協議会会長様

公益財団法人日本薬剤師研修センター

理事長 豊島 聡

(捺印省略)

薬剤師研修・認定電子システム (PECS) による
研修認定薬剤師の認定申請の受付開始について

薬剤師研修・認定電子システム (PECS) (以下「PECS」と表記する。) に関しては、種々ご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、研修認定薬剤師及び漢方薬・生薬認定薬剤師のPECSによる認定申請を本日 (令和4年1月11日) より開始します。このうち研修認定薬剤師の認定申請に当たっては、下記の事項にご留意のうえで申請するよう、傘下の薬剤師等への周知をお願い申し上げます。

なお、令和3年9月27日日薬研発第136号「薬剤師研修・認定電子システム (PECS) の稼働時期等について」中に本日より開始予定と記載しているQRコードの表示については、未だ薬剤師名簿登録番号、同登録年月日又は生年月日を誤って登録した薬剤師からの薬剤師免許証の写しの提出が完了していないことから、本年2月上旬に延期します。

記

1. PECSにより研修認定薬剤師の認定申請をする場合は、当財団のホームページに掲載している認定申請の方法を良く読んだうえで、それにしたがって必要事項を入力してください。併せて、送信される受付メールを印刷したものととも薬剤師研修手帳又は研修受講シール整理表を当財団宛に送付してください。この場合、送付時の事故に関する責任は当財団では負いませんので、確実に送達できる方法によって送付してください。また、到着の有無に関する照会にはお答えいたしません。

(1) 新規申請の方法

https://www.jpec.or.jp/nintei/kenshunintei/certificate_apply.html

(2) 更新申請の方法

https://www.jpec.or.jp/nintei/kenshunintei/certificate_renew.html

2. 研修認定薬剤師の従来の方法（書面）による申請は終了していますので、この方法による申請を行わないでください。

3. 令和元年7月1日以降に実施された研修会等において交付された他の認定制度の研修受講シール（単位）を利用する場合は、従来どおり、研修受講シール（単位）1枚につき1通の証明文書の添付を要しますので、薬剤師研修手帳又は研修受講シール整理表の送付の際に同封してください。

4. 薬剤師研修手帳等の送付先は次のとおりです。当財団は、令和元年1月31日に事務所の移転を予定していますので、時期によって送付先住所が変わります。

送付先

公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師認定申請受付担当宛
送付先住所

①令和4年1月28日までの差し出し

郵便番号107-0052

東京都港区赤坂1丁目9-13 三会堂ビル5階

②令和4年1月29日以降の差し出し

郵便番号105-0003

東京都港区西新橋2丁目3-1 マークライト虎ノ門6階